**山梨県ドローンビジネス協議会規約**

**第1章 総則**

（名称）

第 1条 この会は、山梨県ドローンビジネス協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（英語表記：Yamanashi Drone Business Association 略称:YDBA）

（目的）

第 2 条 協議会は、山梨県内ドローン関連事業者による交流・研鑽を支援し、ドローン産業の

さらなる活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第 3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員の資質向上及び会員同士の交流に関すること。

（2）県内ドローンビジネスの発展に関すること。

（3）情報収集、他機関との連携に関すること。

（4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第 4条 本会の会員は次の 2種とする。

（1）正会員

（2）賛助会員

（会員資格）

第 5 条 会員は、県内に活動拠点を有する団体及び個人とし、山梨県暴力団排除条例（平成 22 年山梨　県条例第 35号）第 2 条第 1 号から同条第 6号までに規定する者を構成員に含まないこととする。

2 正会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を行うものとする。

3 正会員は、富士川町ドローンフィールドを利活用できるものとする。

4 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動に対して協力しようとするものとする。

（入会）

第 6 条 協議会に入会を希望する者は、会長に入会申込書（様式第 1 号）を提出し、役員会は入会の諾否を決定するものとする。

（会費）

第 7条 協議会の事業費として、会員から年会費を徴収する。

会費の額は毎年年度はじめに正会員（法人又は団体） 30,000円、賛助会員5,000円とする。

２ 会費は、毎年度の総会後に、また、年度途中に入会するものにあっては入会の際に徴する。

３ その他、特別な活動に要する経費は、別途、徴する場合があるものとする。

（退会）

第 8条 退会を希望する会員は退会届（様式第 2号）を会長に提出するものとする。2 会員が次の事項の一つに該当する時は、その資格を喪失する。

（1）会員が死亡又は解散、その他協議会の活動が困難になったとき。

（2）会員が会費を1年以上納入しないとき。

（3）協議会の名誉を毀損し、または協議会の目的に反する行為をしたとき。

**第２章 役員**

（役員及び定数）

第 9条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 名誉顧問１人　　　　 富士川町長　 　　　　　　　　　　　　　望 月 利 樹

（2）会長1人　　　　　 　（株）ふじかわまちづくり公社　代表取締役 　相 澤 輝 雄

（3）副会長1人以上　 株式会社エディックス　代表取締役　　　　　　水 野 宏 一

（4）事務局会計1人以上　　株式会社ネクストレベル代表取締役　　　　　　後藤　　 智

（5）監事1人以上　　　　　ArakuraDrone　　　　 代表. 　　　高 根 裕 之

2 役員は役員会を構成する。

3 監事を除き、役員の兼任は認めるものとする。

（役員の資格）

第 10条 名誉顧問を除く役員は正会員でなければならない。

（役員の選任）

第 11条 役員は、総会において選任する。

（役員の職務）

第 12条 役員の職務は次のとおりとする。

（1）会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらか　　　じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

（3）会計は、協議会の収入・支出経理を行う。

（4）監事は、少なくとも毎年 1回、会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければなら　　ない。

（任期）

第 13条 役員の任期は2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）

第 14条 役員は、無報酬とする。

（役員会の招集）

第 15 条 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員の 4 分の 1 以上の要求のあるとき、会長が召集する。

（役員会の議決事項）

第 16条 役員会は次の各号事項を審議処理する。

（1）総会に提出する議案

（2）総会から委託された事項

（3）その他、協議会の運営に必要な事項第

4章 総会

（総会の構成）

第 17条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の種類）

第 18条 総会は、定期総会と臨時総会の 2種類とする。

（総会の開催及び招集）

第 19条 定期総会は、毎事業年度終了後 3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の事由により開催する。

（1）会長が必要と認めたとき

（2）会員の4分の1以上の請求があったとき

（議長）

第 20条 総会の議長は、会長または会長が指名した会員があたる。

（議決事項）

第 21条 総会では、次に掲げる事項を議決する。

（1）事業計画及び収支予算

（2）事業報告及び収支決算

（3）規約の制定及び変更

（4）解散及び残余財産の処分

（5）会員の退会

（6）その他会長が特に必要と認める事項

（定足数及び議決）

第 22条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、前条第4号に係る議事は、会員の 4分の3以上の同意を得なければならない。

3 会員は、書面若しくは電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。代理人　が出席する場合、代理人は予め代理権を証明する書面を議長に提出しなければならない。

**第３章 事業費及び会計**

（収入）

第 23条 協議会の事業費は、次に掲げる収入をもって充てる。

（1）会費

（2）その他の収入

（事業費の管理）

第 24条 協議会の事業費は会長が管理する。

（会計年度）

第 25条 協議会の会計年度は、毎年 4月1日に始まり、翌年 3月31日までとする。

（暫定事業計画及び収支予算）

第 26 条 第 19 条の規定により、当該年度の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得るまでの間は、役員会の議決により暫定事業計画及び収支予算を定めることができる。2 前項の暫定事業計画及び収支予算は、当該年度の事業計画及び収支予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出とみなす。

（残余財産の処分）

第 27条 協議会の解散の場合の残余財産は、総会の議決を得て、協議会と類似の目的を持つ他の法人または団体に贈与するものとする。

**第４章 事務局**

（事務局）

第 28条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、役員が担うものとする。

第7章 秘密保持

（秘密保持）

第 29条 会員は、協議会の活動において知り得た企業秘密に係る情報を相互に尊重しなければならない。

**第５章 補則**

（委任）

第 30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この規約は、2025年4月22日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

山梨県ドローンビジネス協議会　入会申込書

山梨県ドローンビジネス協議会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　この度、貴会の設立の趣旨、目的及び事業に賛同し加入いたしたく、下記によって入会を申し込みます。入会に際し、貴会の規約を遵守し、また事業に協力し、総会の決定に従うことを誓約いたします。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 項目 | 記載欄 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 会員区分 | 正会員(法人又は団体) | | | | 賛助会員 | | | | 個人会員 | | | |
| (該当するものに“○“を入れてください) |  | | | |  | | | |  | | | |
| 2 | 団体名  （団体名がない場合は、個人氏名を記載ください） |  | | | | | | | | | | | |
| 3 | 所在地 | 〒 | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
| 4 | 代表電話番号 |  | | | | | | | | | | | |
| 5 | 役職、代表者氏名 |  | | | | | |  | | | | | |
| 6 | 資本金※1 |  | | | | | | | | | | | |
| 7 | 設立年月日※1 |  | | | | | | | | | | | |
| 8 | 従業員数※1 |  | | | | | | | | | | | |
| 9 | 業種 |  | | | | | | | | | | | |
| 10 | 主な事業内容 |  | | | | | | | | | | | |
| 11 | ドローンの活動 | 農業 | 測量 | 空撮点検 | 運搬 | | 製造 | 販売 | 指導 スクール | | コンサル | エンタメ | その他 |
| (該当するものに“○“を入れてください、複数選択可) |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |
| （ドローン活動の内容について、具体的にご記載ください） |  | | | | | | | | | | | |
| 12 | 県内の活動拠点 | 本社 | | | | 支社 | | | | その他 | | | |
| (該当するものに“○“を入れてください、複数選択可) |  | | | |  | | | |  | | | |
| 13 | ホームページURL |  | | | | | | | | | | | |
| 14 | 役職、担当者氏名 |  | | | | | |  | | | | | |
| 15 | 所属部署 |  | | | | | | | | | | | |
| 16 | 電話番号 |  | | | | | | | | | | | |
| 17 | メールアドレス |  | | | | | | | | | | | |
| 18 | 紹介者  （紹介者がいる場合はご記載ください） |  | | | | | | | | | | | |
| 19 | HPへの会員名の掲載  （どちらかに“○“を入れてください。掲載内容は1会員区分と2団体名です） | 掲載を希望する | | | | | | 掲載を希望しない | | | | | |
|  | | | | | |  | | | | | |

※1自治体等が賛助会員として入会する場合は記載不要です。

※2 1会員区分、2団体名、4代表電話番号、9業種、11ドローンの活動に記載いただいた内容は、本協議会の会員間にて共有いたします

様式第2号（第8条関係）

年 　月　 日

山梨県ドローンビジネス協議会 退会届

山梨県ドローンビジネス協議会会長 殿

団体名

所在地

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

この度、下記のとおり退会いたします。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 項目 |  | 記載欄 |  |
| 1 | 会員区分  (該当するものに“○“を入れてください) | 正会員(団体) | 賛助会員 | 個人会員 |
|  |  |  |
| 2 | 希望退会日 |  |  |  |
| 3 | 退会理由 |  |  |  |
| 4 | 役職、担当者氏名 |  |  |  |
| 5 | 所属部署 |  |  |  |
| 6 | 電話番号 |  |  |  |
| 7 | メールアドレス |  |  |  |

以上